

平成 28 年 7 月 14 日
部 長 会 議 決 定

国立水俣病総合研究センターにおける科研費の使用に関する行動規範

国立水俣病総合研究センターの研究者及び事務職員（以下「研究者等」という。）は、科学研究費助成事業－科研費－（以下「科研費」という。）を使用する上で、以下の行動規範を遵守しなければならない。

- 1 研究者等は、科研費が国立水俣病総合研究センターの管理する公的な資金であることを認識し、公正かつ効率的に使用しなければならない。
- 2 研究者等は、科研費の使用に当たり、関係する法令・通知及び国立水俣病総合研究センターが定める規則等を遵守しなければならない。
- 3 研究者等は、研究計画に基づき、科研費の計画的かつ適正な使用に努めなければならない。また、事務職員は、研究活動の特性を理解し、効率的かつ適正な事務処理を行わなければならない。
- 4 研究者等は、相互の理解と緊密な連携を図り、協力して科研費の不正使用を未然に防止するよう努めなければならない。
- 5 研究者等は、科研費の使用に当たり取引業者との関係において国民の疑惑や不信を招くことのないよう公正に行動しなければならない。
- 6 研究者等は、科研費の取扱いに関する研修等に積極的に参加し、関係法令等の知識習得、事務処理手続き及び使用ルールの理解に努めなければならない。